健康保険任意継続の加入についての確認書

1.資格条件・・・資格喪失日（退職日の翌日）前に、継続した被保険者期間が二ヶ月以上必要です。(健保法3)

2.申請手続・・・資格喪失日から必ず20日以内に当組合へ申請書を提出して下さい。この期間を過ぎますと受付できません。(健保法37)

3.資格審査・・・あなたから提出された「任意継続被保険者資格取得申請書」と、事業主から提出された「健康保険被保険者資格喪失届」により資格審査を行います。

　　　　　　　　審査に際し、被扶養者に所得証明などの認定に関する資料を提出して頂く場合があります。

4.交付・・　　　審査終了後、当組合から「任意継続被保険者資格取得申請書」記入のご住所へ、「任意継続被保険者資格取得通知」「資格情報のお知らせ」「保険料納付書」を送付します。

《注意》退職日の翌日から任意継続被保険者資格取得通知の送達までの間に関してですが、任意継続の資格取得日は「退職日の翌日」となりますので、被保険者資格の効力は中断しません。万が一診療等の窓口支払いがあった場合には、「療養費支給申請書」により当組合まで償還を申請して下さい。

5.保険料額・・・退職時の標準報酬月額と、当組合前年（1月から3月までは前々年）9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い方の額に保険料率を乗じて算定します。(健保法47)

また、事業主負担分がなくなりますので、保険料全額が自己負担となります。(健保法161)

6.納付方法・・・当組合発行の「保険料納付書」にて金融機関からお振り込み下さい。なお、当組合では口座振替による納付はできません。(健保法166)

7.納付期限　　　毎月の保険料はその月の１０日（休業日にあたる場合は休業明け最初の営業日）までに納付して下さい。初めて納付する保険料は当組合が指定する日までに納付して下さい。(健保法164)

納付がない場合、期限の翌日には自動的に資格を喪失します。(健保法38)

8.加入期間・・・最長２年間。ただし、加入期間中に７５歳の誕生日を迎える等により後期高齢医療広域連合に加入される方は加入前日までです。(健保法38)

9.資格喪失・・・下記の事由に該当した場合、それぞれの日をもって任意継続被保険者の資格を喪失します。(健保法38)

　　　　　　　　①再就職により、新たに健康保険、船員保険の被保険者資格を取得した場合は、新たに資格を取得した日。→必ず『任意継続被保険者資格喪失申出書』を提出下さい。

　　　　　　　　②７５歳の誕生日を迎えた等で後期高齢医療広域連合に加入した場合は、加入した日。

　　　　　　　　③保険料を期限までに納付しない場合は、納付期限の翌日。

　　　　　　　　④死亡した場合、死亡日の翌日。

10.前納制度・・２回目以降の保険料は、下記の期間を単位として前納することができます。(健保法165／施行令48)　前納保険料は、年４％利率の複利現価法によって割引計算します。(施行令49)

　　　　　　　　前納保険料は、前納する期間の初月の前月末日までに納付して下さい。(施行規則139)

①一年分前納：４月～翌年３月

　　　　　　　　②半年分前納：４月～９月、１０月～翌年３月

11.その他・・・保険料の日割り計算はありません。途中取得の場合でも、取得月分の保険料全額を納付していただきます。(健保法157)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **相違なければ「〇」を付けてください** | |  | 上記1～11の内容について承知しました。任意継続被保険者加入手続きをします。 | | | | | | |
| 本人提出 | 代理者提出 |  | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
|  |  |  | 氏名 |  | | | | | |